文化生活部
kurashi@373news.com
Tel:099-813-5133 Fax:099-813-5180

薬だつ知識 ㊹

船舶の医薬品

緊急時に備え100種以上

「腹が痛い」「胸が苦しい」「骨を折った」―。そんな時に皆さんは薬局や病院に足を運ぶと思います。しかし、それが太平洋のど真ん中、しかも船舶の中で起きたらどうでしょうか。1時間どころか1日かけても病院に行くことはできません。

運よく「船医」が乗っていれば、船内で治療を受けることができます。船医とは船舶に乗り組む医師のことで、船員法という法律によって①遠洋を航行し②100人以上が乗船する③総トン数3千トン以上の船舶に乗ることが義務付けられています。しかし、日本でこの3条件を満たす船舶は世界周遊大型客船、海洋学校の練習船、海洋調査船など20隻ほどです。

遠洋まぐろ漁船などには100種類以上の医薬品が搭載される

それ以外にも日本には1万隻ほどの船舶がいますが、どんなに大きくて遠くへ行くものであっても船医は乗っていません。そのため、船医がいなくても船員自ら応急的な治療ができるよう、航海区域、乗船人数、船舶の大きさに応じて、定められた医薬品を定められた数量以上搭載することが船員法で義務付けられています。例えば世界中を長期間航海する石油タンカー、貨物船、遠洋まぐろ漁船などにはさまざまな事態を想定して100~200種類の医薬品が搭載されています。

薬の中にはドラッグストアでは入手できない抗生物質や精神安定剤、心臓の薬、ステロイド、注射剤など緊急性が高いものも数多く含まれているため、薬局の薬剤師がこれらの薬を供給する役割を担っています。また薬の供給にとどまらず、時には船舶内からメールなどで病気や薬の相談を受けます。はるか大西洋や南極海の洋上から相談のメールが来ることもあります。

薬の多くは船内での万が一の病気やけがに備えて搭載するもので、大半は使われず期限切れとともに廃棄されます。廃棄される医薬品の数を考えると、船舶会社の経費負担は決して小さくありません。しかし、定められた医薬品を定められた通り備えることは船員らの安全を守るために極めて重要なことなのです。（鹿児島県薬剤師会健康増進委員会・岡田修）

令和５年２月１日（水）

64.船舶の医薬品